



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤  
(コード番号：9664 名証第 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 宮 崎 敏 明  
(TEL：052-222-8201)

### 事業再生 ADR 手続の成立に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 14 日付「事業再生 ADR 手続の利用申請および受理ならびに名古屋証券取引所への上場維持に向けた方針に関するお知らせ」および平成 25 年 2 月 28 日付「事業再生 ADR 手続における第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」ならびに平成 25 年 4 月 1 日付「事業再生 ADR 手続の進捗状況に関するお知らせ」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでおりますが、本日、対象債権者たるお取引金融機関(以下、「対象債権者」といいます。)の出席の下、同手続に基づく事業再生計画を承認するための決議のための債権者会議(第 3 回債権者会議)を開催いたしました。

同会議においては、当社の事業再生計画について全対象債権者からご同意を頂き、事業再生 ADR 手続が成立いたしました。

今後当社は平成 25 年 3 月 18 日付「事業再生計画」策定に関するお知らせ」および「御園座事業再生計画」にてお知らせした事業再生計画に従い、速やかに御園座会館を売却し、その売却代金の一部をもって、事業再生 ADR 手続における対象債権の全額を弁済いたします。

これに伴って当社は事業の規模を縮小しつつも、他劇場等の賃借、中日劇場の主催する公演との提携等により劇場事業を継続したのち、平成 30 年 7 月頃を目処に、積水ハウス株式会社が建設する劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得し、劇場事業を本格的に再開する予定です。

また、今般の事業再生 ADR 手続の成立を受け、株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」といいます。)が定める所定の手続を経たのちに、名古屋証券取引所における当社株式の債務超過に係る上場廃止の猶予期間の延長が認められる見込みであります。

当社は、引き続き役職員一丸となって当社の再生に向け取り組んでまいり所存ですので、株主の皆様、お取引金融機関をはじめ関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上